

# はばたき部門 2009

5月1日締切 30万円以内

## ■活動の対象

身近な生活空間の保全・改善・創造のための活動への助成です。

## ■提案内容の例

- ・住みよい生活空間の保全・改善・創造につながるまちづくり活動や提案作成
- ・まちづくりに関する調査やワークショップの開催
- ・まちづくりに関する情報発信などを行うための活動 など

具体的な活動内容例



提案する

○行政のおこなう整備事業で歩行者空間や緑地のあり方などを住民の方の意見を聞きながらとりまとめ、対案として提案する活動。

実践する

○公共の施設や公園で、安全な環境づくりのための美化活動や子どもたちへの環境教育活動を参加者を募っておこなう活動。

しらべる

○まちあるきやまちの点検を周辺住民を巻き込んでおこない、地域の新しい課題をしらべて、発表する活動。

## ■助成の流れ

この助成事業が考えるまちづくり活動とは、上記にあるような生活空間づくりにつながる活動です。審査等においては、次のポイントにより活動の方向性を確認し、この助成事業の対象となる活動かどうかを判断していくことになります。

### <助成までの流れ>

申請時の窓口相談  
<要件に合っているかを確認します>

※応募団体多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

公開の場での  
活動企画コンテスト

### <評価のポイント>

- ・地域課題の解決
- ・多様な人との連携
- ・区民らしさ
- ・実現性
- ・継続性
- +
- ・各審査員の視点（別紙）

## ■助成の内容

### 1 助成額

1 件あたり、上限 30 万円

### 2 助成対象となる費用の項目

- ・ 活動を行うのに必要な実費（印刷費、消耗品費、会場使用料、通信費および材料費等）
- ・ 講師や専門家への謝礼等
- ・ 以下費用は助成の対象とはなりません。  
団体の維持・運営に要する経費（事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、など）

### 3 応募資格

- ・ メンバーが 3 人以上いること
- ・ メンバーの中に練馬区内在住、在学または在勤者がいること
- ・ 提案する活動が練馬区内を対象としていること

### 4 審査方法

審査は、公開の場でのコンテスト形式により行います。コンテストでは、審査員に対して企画提案をプレゼンテーション（発表）していただき、質疑やコメントをその場で行います。

各審査員が採点し、団体に順位をつけます。一定の得点以上の団体が助成団体として選考されます。選考結果は、当日会場で発表します。助成対象となった活動には条件等を付す場合があります。選考の結果は、後日改めて書面で通知します。

#### <再チャレンジ申請>

はばたき部門の申請団体のうち、審査の結果助成対象とならなかった場合、審査員からのコメントを受け、企画提案内容の修正をおこなったうえ再度審査をうけることができる場合があります。（助成金の残額等の関係から行わない場合もありますので、ご了承ください。）

### 5 活動対象期間

- ・ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日

### 6 活動報告

- ・ 中間報告会（活動お悩み相談会）

中間報告会（活動お悩み相談会）を平成 21 年 11 月に予定しています。助成団体はこれに出席し、活動の進捗状況を発表するとともに、これまでの課題や悩みについて意見交換を行い、解決にむけての対策を考えます。

- ・ 最終報告会

助成期間終了時に活動報告書と会計報告書の提出をお願いします。また、最終報告会で活動の成果を発表していただきます。

## 7 注意点

- ・原則として応募する部門や活動テーマおよび事業内容などの変更はできません。
  - ・一度提出された書類は返却いたしませんので、必ず写しをとり保管しておいてください。
- また、応募に要する経費は申請団体の負担となります。

## 8 個人情報の保護

企画提案および事業実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を侵害することのないよう、関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。

本事業の公平性、透明性を高めるとともに、まちづくり活動を充実させるため、提案された事業の概要をまちづくりセンターにおいて公開する場合があります。まちづくりセンターが、本事業において個人情報を取得する利用目的は、次のとおりです。

- ・企画提案の審査に関わる手続き
- ・助成団体の支援に関わる手続き
- ・その他本事業に付随する業務
- ・活動提案書は審査結果の可否に関わらず公表されます。

## ■ 申請方法

### 1 申請書の入手

- ・助成申請書は、練馬まちづくりセンターにて配布いたします。
- ・まちづくりセンターのホームページから入手することもできます。

### 2 事前相談

- ・応募の内容や助成申請書の書き方について、質問や相談を受け付けています。

必ず期間中（4月1日（水）～5月1日（金））に事前相談を受けてください。 4月11日（土）、12日（日）、25日（土）26日（日）も受け付けます ※ 必ず事前に電話で予約のうえ、お越し下さい。（Tel3993-5451）
--

### 3 申請受付

- ・所定の申請書に必要事項を記入し、必ず練馬まちづくりセンターまでご持参ください。  
（郵送・FAX・メールによる応募は受け付けません。）
- ・提出時に企画内容の確認を行いますので、事前に電話連絡のうえ、内容説明のできる方がお越しください。（受付は予約の方を優先いたします。）

## ■ 評価のポイント

・地域課題を解決したり、区内の地域資源（人・物・場所など）を活用したりするなど、地域の特性を踏まえ活かした提案であること

・地域の多種多様な人たちが出会い、人と人との豊かな関係が構築され、継続的なまちづくりに発展することが期待される提案であること

・区民らしい新しい発想のある提案であること

・実施体制、予算の積算根拠、事業規模などの観点で、実現性が高い提案であること

事例・ヒント

・区内の大学や在住の専門家などとの連携  
・練馬区固有の課題とは  
・区立公園を利用した活動

・商店街や町会の方を活動に巻き込む  
・子どもたちに興味をもってもらおう  
・参加者を広く集める工夫をする

・行政ではできない提案など

・助成金だけでなく、自己資金も確保する  
・無理のない計画

・上記の評価ポイントに加えて、各審査委員がそれぞれ重視する視点も取り入れます。  
※各審査員による個々の視点については、別紙に掲載されています

## ■ スケジュール

事前相談・申請期間 4月1日(水)～5月1日(金) 午前9時～午後4時(要予約)  
練馬まちづくりセンター(練馬センタービル 8階)

※必ず期間中に事前相談を受けてください。

4月11日(土)、12日(日)、25日(土) 26日(日)も受け付けます。  
必ず事前に電話で予約のうえ、お越し下さい。(Tel3993-5451)

審査 5月24日(日) 午後12時半～午後5時半(予定)  
石神井庁舎 第2、3会議室(予定)

中間報告会 11月上旬(予定)

最終報告会 3月下旬(予定)

問合せ

練馬まちづくりセンター

〒176-0012 練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル8階(財)練馬区都市整備公社内

電話 03-3993-5451 FAX03-3993-8070 ホームページ <http://nerimachi.jp>

メールアドレス machi@nerimachi.jp